

廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助制度交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市内の家庭から出る廃食油について、効果的・効率的な有効利用を推進するため、市内に廃食油の回収拠点を整備する者(以下「補助対象事業者」という。)に対して、廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、次に掲げるすべての要件を満たす事業とする。

- (1) 八王子市内に廃食油の回収拠点を整備すること
- (2) 家庭から出る廃食油を回収すること
- (3) 八王子市に在住するすべての方が事業に参加可能であること
- (4) 月に廃食油 500kg 以上の回収が見込めること
- (5) 同様の事業の実績を有すること
- (6) 回収した廃食油の再資源化を国内にて行うこと

(補助対象事業者等)

第3条 補助対象事業者は、補助対象事業を実施する法人又は個人事業者であること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 八王子市暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)
- (2) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者等
- (3) 法人その他の団体で、代表者又は役員が暴力団員等に該当するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるもののうち事業の実施に必要と認められ、かつ事業期間内に発生する経費とする。(消費税及び地方消費税を含む)事業に直接関係のない経費と判断された場合、補助対象外経費とする。

- (1) 会議費用(会議・謝金等)
- (2) 広報・PR 費用(ポスター、チラシ、HP 等の作成・配布、アプリケーションのシステム等)
- (3) 調査・検討・分析費用(アンケート調査等)
- (4) 事業実施に不可欠な連携企業への委託費(人件費含む)
- (5) 機械器具等のリース・レンタル費用(廃食油回収 BOX 等)
- (6) その他事業実施に必要と認められる経費

2 経費の算出過程において少数点以下の端数が生じる場合は、国の基準(国等の債権債務等

の金額の端数計算に関する法律(昭和 25 年法律第 61 号))に準じ、原則切り捨てとする。

3 補助金の補助対象期間外に発生する経費及び納品される物の経費の計上は不可とする。

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、予算の範囲内であって、その上限額は 200 万円とする。なお、補助率については 10/10 補助とする。

(補助対象期間)

第 6 条 補助対象期間は、交付申込を受理してから令和 7 年(2025 年)3 月 31 日までとする。

(交付申込)

第 7 条 補助金の交付にあたっては、廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金交付申込書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 交付申込にあたり、第 1 号様式のほか、事業実施計画書及び補助対象経費に係る算定根拠書類、その他事業の参考となる資料も併せて提出しなければならない。

(交付申込の決定通知)

第 8 条 市長は、前条の規定に基づく提出書類の申込内容を審査し、その内容を適当と認めたときは、申込書等を受け取ってから 14 日以内に補助対象事業者に対して交付決定通知(第 2 号様式)を送付するものとする。

(実施状況報告)

第 9 条 補助対象事業者は、事業の実施により得られた次に掲げるデータを収集し、その実施状況について前月の実績分を翌月の 10 日(土・日・祝日にあたる場合はその翌日)までに市に報告を行うものとする。

(1) 各拠点から回収した廃食油の量

(2) 廃食油を回収した日時又は廃食油の資源化先に搬入した日時

(3) その他協議の上、提供できるデータ

(実績報告)

第 10 条 補助対象事業者は、補助金交付申請書(第 3 号様式)を作成し、令和 7 年 4 月 10 日(木)までに提出すること。記載事項については、事業内容、得られた知見(成果、事業効果等)、課題の整理及び今後の展望等を想定し、詳細は協議の上決定する。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告の審査により交付すべき

額を確定し、当該報告のあった補助対象事業者に対して補助金確定通知書(第 4 号様式)にて通知するものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による補助金の確定額の通知を受けた後、速やかに請求書(第 5 号様式)を提出するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 12 条 市長は、第 8 条の規定による補助金の交付を決定した後、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該公布の決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要綱に基づく指示等に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払いを行った後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付の決定を取り消した場合において、すでに交付を行った補助金があるときは、決定を取り消した補助対象事業者に対し、期限を定めて、当該補助金の全部または一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第 14 条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、補助金等の交付の手續等に関する規則(平成15年第27号)の定めるところによる。

附則(令和 6 年 8 月 23 日)

この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から施行する。

八王子市長 殿

廃食油の有効利用に向けた再資源化事業
補助金交付申込書

廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、標記補助金の交付について、関係書類を添えて下記の通り申込します。

記

1 補助事業の目的

八王子市の家庭から出る有効利用が可能な廃食油の再資源化を促進し、廃食油の有効利用に関する市民等の意識のさらなる向上を図ることを目的とする。

2 補助金交付申請予定額

金 円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書(別紙)
- (2) 補助対象経費に係る算定根拠書類
- (3) その他事業の参考となる資料

4 申請者

事業者名	
所在地	
代表者氏名	
所属部署	
担当者氏名	
連絡先	T E L :
	E-mail:

☐ 交付申請に伴い、当社は「廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金交付要綱」第3条第2項に規定する暴力団員等に該当しないことを誓います。

事業実施計画書

作成注:記載枠の大きさ・分量は適宜変更いただいて結構です。また、事業計画書を補足する関連資料があれば、別紙としてご提出いただいて結構です。

1 事業名称

2 事業実施の目的

3 事業の内容及び効果見込

- ・ 事業の内容について具体的にご記入ください。(回収から資源化までのスキーム、事業の対象者・エリア、実施体制等)
- ・ また、事業実施で見込まれる定量的な効果(例:拠点回収店舗数、回収量、利用人数等)及び定性的な効果(例:市民の意識向上、地域活性化等)をご記載ください。

4 実施時に必要となる費用

- ・ 事業実施に必要な費用をご記載ください
- ・ 支援上限額を超過した差額は、申込者による自己負担として計画ください。
- ・ 申請の受理以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費計上は不可とします。

(単位:千円、税込)

区分	予算額	備考

5 実施スケジュール

- ・ どの時期にどのような準備・調整を行うのか、事業開始・終了時期、評価・検証の時期等を整理してください。なお、進捗状況については、市が適宜確認させていただきます。

殿

八王子市長 初宿 和夫

廃食油の有効利用に向けた再資源化事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申込のあった標記補助金の交付について、廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記の通り決定する。

記

1 補助金交付予定額

金 円

2 補助事業の内容

3 補助条件

- (1) 補助事業に要する経費の使用方法是、上記申請のとおりとする。
- (2) この補助金は、補助金の額の確定後に交付する。
- (3) 令和 7 年 4 月 10 日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。
- (4) (3)の実績報告書を審査した結果等により、補助事業の成果がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、通知する。
- (5) この補助金の交付の決定後、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は「廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助制度交付要綱」に基づく指示等に違反したとき。
- (6) (5)の規定は、この補助金の額を確定し、又は支払いを行った後においても適用があるものとする。
- (7) この補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに交付を行った補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

年 月 日

八王子市長 殿

(事業者名) _____

(代表者名) _____

廃食油の有効利用に向けた再資源化事業
補助金交付申請書

年 月 日付 6 八資ご第 号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業の実績については、廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金交付要綱第 10 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書(別紙)
- (2) 補助対象経費に係る算定根拠書類
- (3) その他事業の参考となる資料

3 担当者連絡先

担当者氏名	
所属部署	
連絡先	T E L :
	E-mail:

事業実績報告書

作成注:記載枠の大きさ・分量は適宜変更いただいて結構です。また、事業計画書を補足する関連資料があれば、別紙としてご提出いただいて結構です。

1 事業名称

--

2 事業内容

--

3 事業実績

- ・ 本補助金の補助対象期間における事業実績について具体的にご記入ください。(回収した廃食油の量、拠点回収店舗数等)
- ・ アンケート等を実施した場合、その集計結果をご記載ください。

--

4 事業実施にかかった費用

- ・ 事業実施にかかった費用をご記載ください。
- ・ 支援上限額を超過した差額は、申込者による負担となります。
- ・ 領収書等の証明書類も併せて補助対象経費に係る算定根拠書類としてご提出ください。

区分	費用	備考
合計		

5 課題整理

- ・ 事業を行う上での課題等についてご記入ください。また、その改善策についてもご記載ください。

6 今後の展望

- ・ 令和7年度以降の事業の展望について具体的にご記載ください。

第 6 資 8 号
年 月 日

殿

八王子市長 初宿 和夫

廃食油の有効利用に向けた再資源化事業
補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった廃食油の有効利用に向けた再資源化事業に係る
標記補助金について、廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規
定に基づき、下記のとおり額を確定する。

記

1 確定した補助金交付額

金 円

2 交付の条件

次のいずれかに該当する場合は、補助金の一部または全額の返還を命じることがある

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は「廃食油の有効利用に
向けた再資源化事業補助制度交付要綱」に基づく指示等に違反したとき。
- (4) その他、補助することが不適切と認められる事実があった場合。

請 求 書

請求金額 金 _____ 円

年 月 日付 6 八資ご第 _____ 号をもって額の確定通知のあった廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金を、廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、上記のとおり請求します。

年 月 日

八王子市長 殿

(事業者名) _____

(代表者名) _____

(明細)

事 業 名	
事 業 内 容	
補助金確定額	金 _____ 円

(担当者連絡先)

担当者氏名	
所属部署	
連 絡 先	T E L :
	E-mail :